

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

改正後	現行
<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準について 平成二十五年三月一五日制定</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の資格要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準条例第6条第3項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）</u>とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第2 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準（基準条例第11条及び基準規則第6条）</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 経過措置等（基準条例附則第2項、第3項及び第7項並びに基準規則</p>	<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準について 平成二十五年三月一五日制定</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の資格要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準条例第6条第3項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師<u>又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者</u></p> <p>_____とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第2 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準（基準条例第11条及び基準規則第6条）</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 経過措置等（基準条例附則第2項、第3項及び第7項並びに基準規則</p>

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

則附則第2項から第5項まで）

設備の基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。

①～④ （略）

⑤ 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病棟、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成36年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上あればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（基準規則附則第3項）

⑥ 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（基準規則附則第4項）

一・二 （略）

⑦ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和
一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病

附則第2項から第5項まで）

設備の基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。

①～④ （略）

⑤ 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病棟、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成30年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上あればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（基準規則附則第3項）

⑥ 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（基準規則附則第4項）

一・二 （略）

⑦ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和
一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病棟を有する診療所の一般病床若しくは療養病棟を平成36年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（基準規則附則第5項）

院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病棟を有する診療所の一般病床若しくは療養病棟を平成30年3月31日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（基準規則附則第5項）

第3 職員に関する事項（略）

第4 処遇に関する事項

1・2（略）

3 処遇の方針

(1)・(2)（略）

(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（基準規則第7条の2第1項第一号）

基準規則第7条の2第1項第一号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会

第3 職員に関する事項（略）

第4 処遇に関する事項

1・2（略）

3 処遇の方針

(1)・(2)（略）

（新設）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

特別養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全般で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
 - ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
 - ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
 - ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (4) 身体的拘束等の適正化のための指針（基準規則第7条の2第1項第二号）

(新設)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

特別養護老人ホームが整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
 - ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
 - ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
 - ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- (5) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（基準規則第7条の2第1項第三号）

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが重要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

4～8 （略）

9 緊急時等の対応

（新設）

4～8 （略）

（新設）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

基準条例第23条の2は、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものである。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられる。

10 ～19 （略）

第5 ユニット型特別養護老人ホーム

1～3 （略）

4 設備の基準（基準条例第37条及び基準規則第11条）

(1)～(4) （略）

(5) 居室（基準条例第37条第4項）

①～④ （略）

⑤ 居室の床面積等

ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆箆などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。

イ （略）

ロ ユニット型個室的多床室

ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けら

9～18 （略）

第5 ユニット型特別養護老人ホーム

1～3 （略）

4 設備の基準（基準条例第37条及び基準規則第11条）

(1)～(4) （略）

(5) 居室（基準条例第37条第4項）

①～④ （略）

⑤ 居室の床面積等

ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆箆などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。

イ （略）

ロ ユニット型準個室

ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けら

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

れているときはその面積を除く。) とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても 個室的多床室 としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室 としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(6)～(11) (略)

5～8 (略)

9 勤務体制の確保等

(1)・(2) (略)

れているときはその面積を除く。) とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても 準個室 としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室 としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(6)～(11) (略)

5～8 (略)

9 勤務体制の確保等

(1)・(2) (略)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

(3) ユニット型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の1.2を準用する。この場合において、第4の1.2中「第25条」とあるのは「第42条」と、同(3)中「第25条第2項」とあるのは「第42条第3項」と、同(4)中「第25条第3項」とあるのは「第42条第4項」と読み替えるものとする。

10 準用

基準条例第44条及び基準規則第12条の規定により、基準条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第31条までの規定並びにこれらの規定に基づく基準規則の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、並びに第4の1、2（(2)を除く。）、6、8から1.1まで及び1.3から1.8までを参照すること。

第6 地域密着型特別養護老人ホーム

1 第4章の趣旨

(1)・(2) (略)

(3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所をいう。

(3) ユニット型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の1.1を準用する。この場合において、第4の1.1中「第25条」とあるのは「第42条」と、同(3)中「第25条第2項」とあるのは「第42条第3項」と、同(4)中「第25条第3項」とあるのは「第42条第4項」と読み替えるものとする。

10 準用

基準条例第44条及び基準規則第12条の規定により、基準条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第31条までの規定並びにこれらの規定に基づく基準規則の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、並びに第4の1、2（(2)を除く。）、6、8から1.0まで及び1.2から1.7までを参照すること。

第6 地域密着型特別養護老人ホーム

1 第4章の趣旨

(1)・(2) (略)

(3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所をいう。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

また、サテライト型居住施設を設置する場合、各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数（地域密着型特別養護老人ホームである本体施設にあっては、各市町村が介護保険事業計画において定める必要利用定員総数）の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。ただし、各都道府県等では、同計画の中で、特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設等の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。

2 設備の基準（基準条例第46条）

- (1) 基準規則第13条第5項第1号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換する場合は、第2の1の(13)の⑦を準用する。

- (2) 基準規則第13条第6項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動で

また、サテライト型居住施設を設置する場合、各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数（地域密着型特別養護老人ホームである本体施設にあっては、各市町村が介護保険事業計画において定める必要利用定員総数）の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。ただし、各都道府県等では、同計画の中で、特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設等の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。

2 設備の基準（基準条例第46条）

- (1) 基準規則第13条第5項第1号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成30年3月31日までの間に転換する場合は、第2の1の(13)の⑦を準用する。

- (2) 基準規則第13条第6項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動で

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

きることを目安とする。

- (3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第2の1の(14)の⑤及び⑥を準用する。なお、第2の1の(14)の⑤及び⑥二について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。
- (4) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)から(3)によるほか、第2の1（(6)及び(14)を除く。）を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

3 職員数

(1)～(3) (略)

(4) サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、次に掲げるサテライト型居住施設の職員については以下の基準によるものとする。

①～④ (略)

⑤ 調理員、事務員その他の職員については、本体施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所に限る。）の調理員、事務員その他の職員、調理員、事務員その他の従業者又は事務員その他の従業者によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行わ

きることを目安とする。

- (3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成30年3月31日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第2の1の(14)の⑤及び⑥を準用する。なお、第2の1の(14)の⑤及び⑥二について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。
- (4) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)から(3)によるほか、第2の1（(6)及び(14)を除く。）を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

3 職員数

(1)～(3) (略)

(4) サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、次に掲げるサテライト型居住施設の職員については以下の基準によるものとする。

①～④ (略)

⑤ 調理員、事務員その他の職員については、本体施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設_____又は診療所に限る。）の調理員、事務員その他の職員、調理員、事務員その他の従業者又は事務員その他の従業者によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行わ

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

れると認められるときは、これを置かないことができる。（基準第131条第8項）

(5)～(9) (略)

4・5 (略)

6 準用

基準条例第50条及び基準規則第14条の規定により、基準条例第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条及び第33条の規定並びにこれらの規定に基づく基準規則の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の1から9まで、並びに第4の1から3まで、5から16まで及び18を参照すること。

第7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

1～3 (略)

4 準用

基準条例第53条及び基準規則第16条の規定により、基準条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第33条、第35条、第36条、第40条から第43条まで及び第49条の規定並びにこれらの規定の基づく基準規則の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、第4の1、2（(2)を除く。）、6、8から11まで及び13から16まで、並びに第6の5を参照すること。

れると認められるときは、これを置かないことができる。（基準第131条第8項）

(5)～(9) (略)

4・5 (略)

6 準用

基準条例第50条及び基準規則第14条の規定により、基準条例第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条及び第33条の規定並びにこれらの規定に基づく基準規則の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の1から9まで、並びに第4の1から3まで、5から15まで及び17を参照すること。

第7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

1～3 (略)

4 準用

基準条例第53条及び基準規則第16条の規定により、基準条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第33条、第35条、第36条、第40条から第43条まで及び第49条の規定並びにこれらの規定の基づく基準規則の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、第4の1、2（(2)を除く。）、6、8から10まで及び12から15まで、並びに第6の5を参照すること。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

附則

本審査基準は、平成二十五年四月一日から適用する。

附則

本審査基準は、平成二十七年四月一日から適用する。

附則

本審査基準は、平成三十年四月一日から適用する。

附則

本審査基準は、平成二十五年四月一日から適用する。

附則

本審査基準は、平成二十七年四月一日から適用する。